れと同様の事業を営む事業体をいう。次項第一号及び別表一において同じ。）以外に係る代位（保険法（平成二十年法律第五十六号）第二十四条及び第二十五条に規定する代位をいう。）に係る支払及び回収

五　将来の裁量給付

六　保険金の額を確定するために必要となるその他の支出

3　保険契約に係る将来キャッシュ・フローの計算に当たっては、次の各号に掲げるものは考慮しないものとする。

一　保険契約に関連する再保険契約及び特別目的会社から生じるもの

二　保険約款貸付に関するもの

三　未収保険料（基準日以前に支払期日が到来する未収保険料を資産計上している場合に限る。）

4　第二項第二号に掲げる直接経費及び間接経費は、保険契約に関連する全ての経費を含めるものとし、保険会社等が将来にわたって事業活動を継続する前提で見積もるものとする。

5　第二項第五号に掲げる将来の裁量給付は、契約者配当、保証利率の引上げに伴う保険金等の増額部分その他の非保証金額の全てを含めるものとし、将来期待される経験、次款第二目に規定する調整後スプレッドを考慮したイールド・カーブを含む経済シナリオ及び保険契約者の合理的な期待と整合的なものとする。

6　保険契約に係る将来キャッシュ・フローの計算に当たっては、次の各号に掲げるものを反映するものとする。

一　将来の人口動態、法律、医療、技術、社会及び経済の発展

二　インフレーション

三　保証とオプション

四　保険契約者行動

7　前項第二号に掲げるインフレーションは、物価連動国債（物価連動国債の取扱いに関する省令（平成十六年財務省令第七号）第一条に規定する物価連動国債をいう。）から算出されるブレーク・イーブン・インフレ率、消費者物価指数その他これに類する指標及びUFRに反映されている期待インフレ率（別表四に定める通貨に応じたUFRに反映されている期待インフレ率をいう。）等を参照のうえ、次款第一目に規定するイールド・カーブと整合的な手法に基づき算出されるものとする。

8　第六項第三号に掲げる保証とオプションは、契約者配当を含む保険契約の対象となるリスクに関連する全ての支払を考慮するものとし、次款第二目に規定する調整後スプレッドを考慮したイールド・カーブを含む経済シナリオと整合的に評価するものとする。

9　第六項第四号に掲げる保険契約者行動は、将来期待される保険契約者の行動を表していると認められる範囲で、可能な限り適切な統計情報及び経験上の証拠に基づくものとし、次款第二目に規定する調整後スプレッドを考慮したイールド・カーブを含む経済シナリオと整合的なものとする。

10　保険契約に係る将来キャッシュ・フローの計算に当たっては、次の各号に掲げる要件の全てを満たすマネジメント・アクションを考慮することができる。この場合において、マネジメント・アクションの実施に必要な期間並びに当該マネジメント・アクションの実施により生じる全ての追加的な費用及び関連する保険契約者行動の変化を考慮するものとする。

一　客観的、現実的かつ検証可能であること。

二　保険契約者に対する保険会社等の義務及び保険会社等に適用される法令（外国の法令を含む。第百二十五条及び第百五十六条を除き、以下同じ。）に矛盾しないこと。

三　基準日時点の保険会社等の事業慣行及び事業戦略に整合的であること（ただし、保険会社等が事業慣行又は事業戦略を変更することを実証できる場合は、この限りでない。）。

四　特定の状況下で実行されることが合理的に予想可能であること。

（契約の境界線）

第十四条　認識している保険契約に係る将来キャッシュ・フローのうち次の各号に掲げる日のいずれか早い日（以下「契約の境界線」という。）より後に収入する保険料の支払を保険会社等が保険契約者に対して強制できること及び強制させる意図があることを示すことができない場合には、当該保険料及びこれに関連する将来キャッシュ・フローは現在推計の額の計算において考慮しないものとする。

一　保険会社等が、当該保険契約を終了させる又は支払期日が到来した保険料の受領を拒否することができる一方的な権利を有する日

二　保険会社等が、当該保険契約の保険料又は保険金等を変更することにより、当該保険料に当該保険契約のリスクを完全に反映させることができる一方的な権利を有する日

（損害保険契約等の現在推計の額の算出に関する簡便手法）

第十五条　損害保険契約等の未経過責任に係る現在推計の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法で算出することができる。

一　次の算式により第十二条の規定に従い計算する現在推計の額を合理的に近似することができる場合　当該算式

$$(CR - AER) * UPR + (CR - 1) * PVFP$$

CRは、コンバインド・レシオ

AERは、新契約費率

UPRは、未経過保険料（次号において同じ。）

PVFPは、契約の境界線以前の日における将来保険料の現在価値（現在価値の算出に当たっては、第二十八条に規定する一般バケットの調整後スプレッドを用いて次条に規定する割引率算出の